

北海道の普及事業の概要

（令和 3年 4月 1日）
北海道農政部技術普及課

1 普及事業の仕組み

普及事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするもの。

2 農業改良普及センターの設置

道は、北海道農業改良普及センター条例に基づき、総合振興局・振興局の区域ごとに14の農業改良普及センター本所と30の支所を設置。

3 普及活動体制の推移

- 小地区体制(1~2名)、中地区体制(3~6名)を経て、昭和45年にはほぼ現在の広域体制(60普及所)が整い、また当時108カ所あった駐在所は徐々に統合、現在ゼロに。
- 活動方式も、専門~地域担当、併用方式と変遷、平成12年度以降は地域対応に重点をおいた活動を行っている。
- 平成13年度以降、広域指導体制の強化を図り、平成18年度からは本所一支所体制に移行。
- 平成22年度からは広域班技術担当専門主査を地域班に兼務配置し地域班体制を強化。
- 平成28年度に地域係のチーム力を発揮させるため、係を大きくくり化して体制の強化を図るとともに、農協合併等の状況を踏まえ活動区域を見直し。
- 普及指導員の任用は、平成22年度までの有資格者の選考採用を見直し、平成23年度から大学卒業生等を普及職員として採用し、普及実務2年経験後、国家資格を取得。(採用数 R1:31名, R2:25名, R3:39名)

4 農業改良普及センターの活動

- 本所地域班及び支所には全道73の活動区域ごとに地域係を設置し、係長以下複数の専門分野の地域担当を配置し、地域に密着した計画活動及び要請活動を展開。
- 計画活動は、地域農業の技術・経営などの課題を支援する活動に重点化を図ることとしており、活動区域毎に地域課題の中から、73の重点普及課題に取り組んでいる。

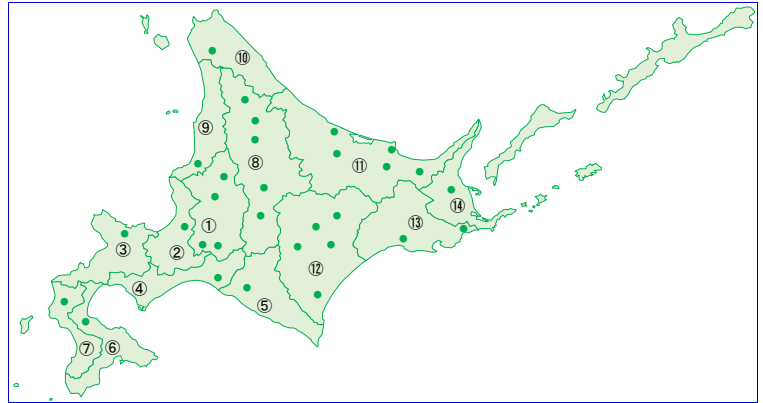
5 普及活動の今後の展開方向

- 普及事業は地域農業・農村の維持発展、生産性の向上など農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきたところ。
- 国は、国と都道府県による協同事業の枠組みを維持しつつ、農業者への支援活動を一層重点化・強化し、農業者の所得向上と地域農業の生産面等における革新を総合的に支援することとしている。

〔道の展開方向〕

- 道では、10年後の「めざす姿」の実現に向け、以下の普及活動を展開。
- 多様な担い手の育成・確保
- スマート農業の推進
- 省力化生産技術等の普及・定着、等

○ 農業改良普及センターの配置 本所14(①~⑭)、支所30(●)

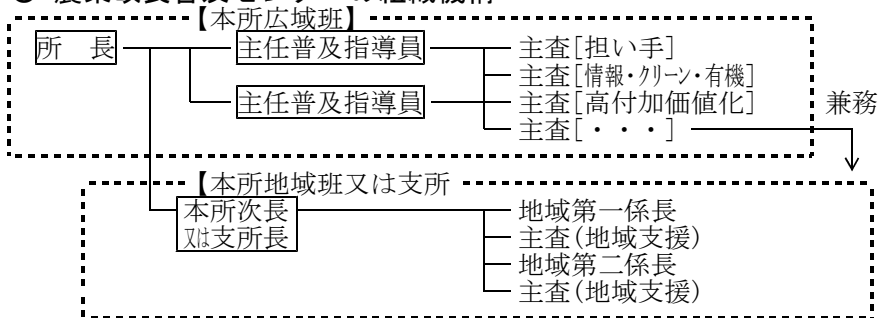


○ 普及事業の沿革

(単位：箇所、人)

年代	組織体制	普及所数	駐在数	配置定数	活動方式
S 24	小地区体制	2 4 1	—	3 4 6	市町村駐在方式 全分野個人指導
S 33~	中地区体制	2 1 5	—	8 5 2	セット活動方式
S 40		1 8 0	—	—	専門分野毎指導
S 45~	広域体制	6 0	1 0 8	9 8 3	機能分担方式 専門地域別担当
S 52~		6 0	7 8	9 8 3	地域分担方式 区域担当チーム
H 4~		6 0	5 1	9 4 6	地域専門併用方式
H 11		5 7	2 0	9 2 8	専門主体+区域
H 12		5 6	1 8	8 9 8	地域主体+専門
H 13~		5 6	6	8 5 6	広域指導体制の強化 広域担当配置
H 18~		4 8	分室 5	7 7 7	本所一支所体制
H 22		4 8	分室 4	6 7 4	広域班体制の見直し 地域支援体制の整備
H 25		4 8	分室 3	6 5 2	
H 26		4 8	分室 3	6 3 7	
H 27		4 8	分室 1	6 1 5	
H 28		4 5	—	6 1 6	地域係の大きくくり化 と活動区域の見直し
R 1		4 4	—	6 1 6	
R 3		4 4	—	6 1 4	

○ 農業改良普及センターの組織機構



○ 協同農業普及事業交付金の推移

年度	国の交付金 総額 (百万円)	道への配分額 (百万円)		道の事業費 (百万円)	
		シェア%	交付金%	シェア%	交付金%
H17	2 1, 8 1 2	2, 1 9 1	1 0. 0	6, 8 3 9	3 2. 0
H28	2, 4 0 9	2 6 8	1 1. 1	4, 6 4 3	5. 8
H29	2, 4 0 9	2 7 4	1 1. 4	4, 4 5 9	6. 1
H30	2, 4 0 9	2 7 5	1 1. 4	4, 4 7 3	6. 1
R 1	2, 4 3 1	2 8 1	1 1. 6	4, 4 9 7	6. 2
R 2	2, 4 3 1	2 8 1	1 1. 6	4, 3 4 7	6. 4

○ 農業革新支援専門員の配置

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談対応や支援体制の強化などのため、農業革新支援専門員制度を導入。(北海道では、技術普及課、技術普及室及び農業改良普及センターに農業革新支援専門員57名配置)